

延岡市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

背景

① 太陽光発電施設の急速な普及拡大

- ・固定価格買い取り制度(H24年7月)の開始以降、全国的に拡大
- ・本市の導入量は約5万kW(R2年3月時点)

② 設置に適さないエリア等への設置

- ・計画地の整地や景観・自然環境への影響等、設置・運用に関する不適切案件の発生



目的

- 事業用の太陽光発電施設を設置しようとしている事業者(以下「事業者」という。)が、地域の理解を得ながら適正に設置・管理することにより、地域社会との共生が図られた太陽光発電事業(以下「事業」という。)を円滑に実施
- 設置に当たっての手続きや、施工に当たって配慮すべき事項等を示し、事業者に自主的な取組を求める

対象

すべての事業用太陽光発電施設(建築物に設置されるものを除く)

●届出書の提出対象

出力 10kW 以上

●住民説明会等実施届出書の提出対象

出力 50kW 以上



ガイドラインで定める主な事項

① 設置するのに適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が懸念される地域

(自然公園特別地域、保安林、土砂災害警戒区域等)

② 施設の適正な設置

- ・関係各課との事前協議(計画地の制限等、事業概要書の提出、進め方等の事前協議)
- ・地域の理解促進(地域住民や企業等周辺関係者への説明)
- ・施工に当たって配慮すべき事項

- 1) 生活環境:騒音、振動、除草、反射光対策、緩衝帯の設置 等
- 2) 景観:フェンス、植栽等による対策、山並みや眺望の対策 等
- 3) 自然環境:重要な動植物の保全への配慮
- 4) 防災・安全:盛土・切土面の保護、土砂崩れ、雨水排水対策 等
- 5) 市街地等に設置する場合の配慮
- 6) 工事期間中の緊急連絡先の表示

- ・工事完了時の本市への報告

③ 施設設置後の適正な維持管理等

- ・適正な維持管理(施設の保守点検、緊急連絡先の表示、災害発生時の対応 等)
- ・撤去、廃棄(撤去、廃棄に係る計画の検討)

